

嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法第 772 条第 2 項で規定されている「嫡出推定」は、本来、法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものである。しかし、民法制定から 100 年以上が経過した今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などにより、この規定は時代に合わなくなっている。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後 300 日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ってしまう。事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さずに無戸籍としている場合があることから、これを救済するため、法務省は今年 5 月、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明書を添付することによって現在の夫の子として出生届を認める通達を出した。しかし、この通達により救済されるのは全体の約 1 割程度であり、対象外となっている離婚前妊娠のケースが圧倒的に多い状況にある。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続きに時間がかかる場合が多く、このことに対しても救済を求める声が強くなっている。

よって、政府においては、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠の場合であっても、現在の夫の子として出生届が認められるよう、嫡出推定の救済対象を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）12 月 12 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

（提出者）全議員